

## 伊豆市生ごみ処理機器購入費補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この告示は、家庭から排出される生ごみの減量化及び再資源化を促進するとともに、ごみ問題に対する市民意識の向上を図るため、電気式生ごみ処理機器（以下「機器」という。）を購入し、設置する者に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、伊豆市補助金等交付規則（平成16年伊豆市規則第42号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(対象機器の定義)

**第2条** この告示において「機器」とは、生ごみを発酵、乾燥等の方法により分解し、堆肥化又は減量化する機械をいう。

(補助の対象)

**第3条** 補助の対象は、次の各号のいずれにも該当する者が、機器を購入した場合において、当該機器の購入に要した経費とする。

- (1) 市内に住所を有し、かつ居住している者
- (2) 機器を常に良好な状態で維持管理できる者
- (3) 過去5年以内にこの補助金を受けていない者
- (4) 市税の滞納がない者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

- (1) 購入した機器が、中古品又はリース品の場合
- (2) 購入した機器を使用して営利活動を行う場合

(補助範囲及び補助金の額)

**第4条** 補助範囲及び補助金の額は、1世帯に1基を限度とし、その購入費の額に2分の1を乗じて得た額（100円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額。ただし、その額が3万円を超える場合は3万円）を補助金の額とする。

(交付の申請)

**第5条** 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、生ごみ処理機器購入費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 機器の内容等がわかる資料（カタログ等）
- (2) 機器を購入したことを証明する領収書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定及び額の確定)

**第6条** 市長は、前条の規定による補助金の交付申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、交付の決定及び補助金の額の確定をし、生ごみ処理機器購入費補助金交付決定兼確定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

**第7条** 前条の規定により交付の決定及び確定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付の決定を受けた日から起算して30日以内又は交付の決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、請求書（様式第3号）に設置状況が分かる写真を添えて、市長に提出しなければならない。

(転売等の禁止)

**第8条** 交付決定者は、当該補助金によって購入した機器を他の者へ転売し、又は貸与してはならない。

(監督)

**第9条** 市長は、必要と認めるときは、当該補助金を受けた者に対し、調査を行い、必要な指示又

は報告を求めることができる。

(補助金の交付決定及び確定の取り消し)

**第10条** 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定及び確定を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 詐欺その他不正な手段により交付を受けたとき。
- (2) その他適切な維持管理を怠り、不相当と認められる行為があったとき。

(その他)

**第11条** この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の伊豆市生ごみ処理機器購入費補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に改正後の第5条の規定による申請を行う者について適用し、同日前に申請を行った者については、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行の際現に改正前の伊豆市生ごみ処理機器購入費補助金交付要綱の様式（以下「旧様式」という。）により提出されている申請書等は、改正後の伊豆市生ごみ処理機器購入費補助金交付要綱の様式により提出された申請書等とみなす。
- 4 この告示の施行の際現に旧様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

生ごみ処理機器購入費補助金交付申請書

年 月 日

伊豆市長 様

住 所 伊豆市  
氏 名  
電 話

補助金の交付を受けたいので、伊豆市生ごみ処理機器購入費補助金交付要綱第5条の規定により、次のおり関係書類を添えて申請します。

補助金交付申請額	円
購 入 費	円
機 器 の 名 称 等	
機 器 購 入 予 定 業 者 名 ( 販 売 店 )	

(注) 次の書類を添付してください。

- 1 機器の内容等がわかる資料（カタログ等）
- 2 機器を購入したことを証明する領収書
- 3 その他市長が必要と認める書類

●申請手続きにあたり、私の市税等の納付に関する情報を確認することに同意いたします。併せて、申請する機器は新品未使用であり、販売、譲渡又は貸付を目的として購入したものではないことを誓います。

氏名

生ごみ処理機器購入費補助金交付決定兼確定通知書

第 号  
年 月 日

様

伊豆市長 印

令和 年 月 日付で申請のありました生ごみ処理機器購入費補助金について、下記のとおり交付を決定し、交付額を確定しましたので通知します。

記

1 交付決定及び確定額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 交付の条件

- (1) この通知書による交付の決定を受けた日から起算して30日以内又は交付の決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに「請求書」にその他の必要書類を添えて提出すること。
- (2) 購入した機器を転売し、又は転貸しないこと。
- (3) この補助によって購入した機器は、常に良好な状態で維持管理するよう努めること。適切な管理を怠り、不適当な行為があったときは、補助金の全部又は一部の返還を求められます。

様式第3号（第7条関係）

請 求 書

年 月 日

伊豆市長 様

住 所 伊豆市

氏 名 印

令和 年 月 日付け第 号により補助金の交付決定及び確定を受けた生ごみ処理  
機器購入費の補助金として、下記のとおり請求します。

記

1 補助金請求額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 口座振込先

金融機関名	銀行 金庫 農協	支店
預金の種類	普通	・ 当座
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

3 設置状況が分かる写真